FREE PEACEのFP通信 VOL,218 2017/3/27 担当:渡邉
不動産ご購入者様のパートナー『総合FP事務所の株式会社FREE PEACE』が発行しています。

# 共働き世帯必見！！意外と少ない遺族年金

普段、多くの将来設計を行う中で、お客様（特に奥様）から「自分も生命保険に加入したほうがいいのだろうか？」とご質問を頂くことがあります。全体の6割超を占めるようになった共働き世帯にとって、生命保険や老後の資金などの他に、生活設計に不可欠なのが、配偶者が亡くなった場合の遺族年金の知識です。今回は、共働き世帯の遺族年金について考えてみたいと思います。

◆ **遺族年金って？！**

遺族年金は、**遺族基礎年金**と、会社員などに上乗せされる**遺族厚生年金**に分かれます。ともに遺族の年収が850万円未満であれば、亡くなった人に生計を維持されていたとみなされて受給対象となります。

**遺族基礎年金**は、子がいる年金加入者の全員が対象で、子が18歳になって最初の3月末まで支給されます。以前は妻死亡時の夫は支給対象外でしたが、2014年から対象となりました。金額は一律年78万100円で、子1人に年22万4500円（3人目からは7万4800円）の加算があります。子1人なら年に約100万円です。

亡くなるのが夫か妻かで大きく違うのが**遺族厚生年金**です。夫だけが働いている場合、子がいて夫が死亡したケースが最も手厚く、妻は再婚しない限り終身で支給されます（65歳以降は妻の厚生年金に振り替わる場合もあります）。金額は、死亡時までの平均収入と加入期間に応じて変わります。 また、子が18歳を超えて遺族基礎年金がなくなった時点で妻が40歳を超えていれば、年に59万円の中高齢寡婦加算が65歳まで続きます。それから、夫が住宅ローンの団信に入るケースが多く見られますが、亡くなった場合はローンが無くなります。

私が御相談を受けた際に、会社員のご主人の遺族年金の説明をすると、お客様が加入している生命保険が過剰だったと気づかれ、減額して家計の見直しにつながるケースが多くあります。

共働きの会社員で子がいなければどうでしょうか。夫の死亡時に妻が30歳未満の場合、遺族厚生年金は5年間で終わりますが、30歳以上で再婚しない場合はずっと支給されます。逆に、妻の死亡時に子がおらず夫が55歳未満の場合は遺族年金はゼロですが、55歳以上の場合は原則60歳から支給されます 。妻の死亡時に子がいれば子に遺族厚生年金が払われますが、18歳で終わる為、大学などの教育資金で家計が圧迫されるかもしれません。 共働きの会社員の場合、子の有無に関わらず、妻の死亡時の遺族年金が薄いです。夫婦が同じような年収で家計を支える状況なら、妻が死亡した場合の影響の方が大きいともいえます。妻の収入が無くても家計が維持できるか考慮し、厳しい場合は妻が生命保険で備えるのも選択肢と考えます。

【渡邉の視点】

今回は会社員の場合を記載しましたが、子がいる自営業者の場合、遺族基礎年金は配偶者のどちらが亡くなっても受け取ることができます。ただし遺族厚生年金はありません。 子がいない自営業者は、夫婦のどちらかが亡くなっても遺族年金はありません。自営業者は生命保険が手薄すぎる場合があり、特に住宅ローンの団信に夫しか加入していないケースで、共働きの妻が死亡した場合は注意が必要です。妻の死亡後に残る住宅ローンの支払いのため、月10万円を確保したいとした場合の一つの選択肢として収入保障保険があります。これは時間の経過とともに保障総額が減るため、保険料が比較的安くなります。
数十年に及ぶライフプランを作成する事で、家計の圧縮や最適化を図れます。ぜひ弊社へご相談ください。

**株式会社FREE PEACE**
〒160-0022 東京都新宿区新宿2－11－2 カーサヴェルデ4F
TEL:03-5312-8331 FAX:03-5926-5397 URL:http://free-peace.co.jp

**2011年4月より活動を開始し、皆様のお陰で現在では年間2000件を超える住宅購入相談実績をもつ企業に成長致しました。今後もお客様をサポートする最良のパートナーである事を約束します！！**